

## 第24期佐世保市農業委員会第22回総会議事録

1 開催日時 令和4年3月25日(金) 13時30分から15時30分

2 開催場所 総合教育センター2階 中研修室1, 2

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局次長	小長 賢二
事務局主査	藤 和弘

事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第212号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について  
第213号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第214号議案 農地改良等届について  
第215号議案 非農地証明願について  
第216号議案 非農地通知について  
第217号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第218号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について  
第219号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第220号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第221号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告6 農地転用許可不要案件の受理について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第22回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。寒さも緩んで春らしくなってきました。今日は第22回の総会ということで、ご出席いただきありがとうございます。この度、中里局長が31日付けで定年を迎えられると言うこととございます。中里さんには農業畜産課の時代から長い間農業関係に携わっていただきました。そしてまた、農業委員会では6年間勤務をされ、私たちも大変お世話になったところとございます。本来ならば、送別会を行いたところですが、現状として今はちょっと難しいので、今後落ち着いたら状況を見ながら計画したいと思っています。いずれにしましても、大変長い間ご苦勞様でした。お身

体に留意されながら、今後の人生を歩んでいただきたいと思います。これまで40数年の勤務に対しましてお労いとお礼を申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

副会長        それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局        はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日の総会につきましては委員からの欠席届は提出されておりません。ですので、現に在任する委員18名全員の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

                なお、推進委員からの欠席届も提出されていません事を併せてご報告いたします。以上です。

副会長        ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、9番 牟田昇委員、10番 辻茂樹委員、補充として11番 近藤誠委員をお願いいたします。

議長         それでは早速、議事に入りたいと思います。

                第212号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局        はい、第212号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

                1番、三川内地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は木原町。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は宅地。計画変更後の転用目的は自己住宅建築です。変更の理由としましては、当初譲受人と同居していた義父の譲渡人が死去し、急遽建替工事を行うことになったため、当初計画していた事業が遂行されずに今日に至っていた。今回、当初事業者の子である譲受人が住宅を建設することになり、将来的に父母の面倒を見るためにも、実家近接の当該地に住宅を建設することになったことから、計画変更承認を行うものです。耕作者なし、農地区分は、農振内白地で第1種農地ですが、例外規定の集落接続に該当いたします。参考事項としまして、こちらは三川内 IC から北東に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。切土、盛土等の造成工事を行わず現況のまま利用し、駐車スペースはコンクリート施工とし土砂の流出を防止する。日照通風、建物高を加減、5.8m。建物が平家であり建物位置を敷地北側に寄せ、南側に緩衝地を設けるため、南側農地への影響はない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。当初は平成8年3月27日許可となっております。本計画変更承認申請についてご承認いただいた後、第213号議案において、転用の許可の審議をお願いすることになります。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。3月23日に迎推進委員と現地を確認してまいりました。隣接する農地もなく問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。中里委員と見てきましたが問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第212号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第213号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第213号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

まず、4番の案件について、取り下げの願いが出ております。よってそれを除いた16件についてご審議いただきたいと思います。それでは説明を行います。

1番、三川内地区。こちらは、第212号議案で承認いただいた案件に係る新たな申請になります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は木原町。地目は登記田、現況荒地。面積は312㎡です。転用目的は自己住宅建築。権利は所有権移転贈与です。施設は住宅1棟、木造平家建、建築面積124.21㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で第1種農地ですが、例外規定の集落接続に該当します。参考事項としまして、こちらは県境バス停から南に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。現況のまま利用し、駐車スペースはコンクリート施工とする。日照通風、建物高を加減、5.8m程度。建物を北側に寄せ、農地側に緩衝地を設ける。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係

は連たん区域です。

2番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は木原町の2筆。地目は登記田、現況荒地。面積は2筆合計878㎡です。転用目的は資材置場。権利は所有権移転贈与です。施設は資材置場300㎡、通路転回路546.303㎡です。併用地ありで計画全体面積は1,165.43㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは三川内 IC から東に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土、最高1.9m。土間部分に砂利敷きを行う。法面保護をする。日照通風、建物等を建設せず、資材を積み上げることもないため、周辺農地に影響を与える恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は重尾町。地目は登記畑、現況休耕。面積は338㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟、木造2階建、建築面積66.54㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保東翔高校バス停から東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、8.1m程度。2階の配置を南側に寄せることで北側への日照を確保する。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は分家住宅です。

5番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は上柚木町の2筆。地目は登記畑、田、現況荒地。面積は2筆合計82㎡です。転用目的は建売住宅。権利は所有権移転売買です。施設は建売住宅1棟、木造2階建て建築面積51.75㎡。当該地の実測面積は249.95㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは柚木中学校から北東に約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.5m、最低0.1m。土留め工事をする。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、7.25m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

6番、大野地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は松原町。地目は登記畑、現況休耕。面積は403㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転贈与です。施設は住宅1棟、木造平家建、建築面積133.32㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは松原一組公民館から南西に約90mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減。6.1m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は非連たん区域です。

7番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は野中町の3筆。地目は登記田、ため池。現況畑。面積は3筆合計で2,972.30㎡です。転用目的は建売住宅。権利は所有権移転売買です。施設は建売住宅、木造2階建、11棟。建築面積11棟合計582.89㎡。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは野中東公園より北西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.56m、最低0.2m。切土最高4.52m、最低0.7m。外周にL型擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、7.3m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

8番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は小野町。地目は登記田、現況休耕。面積は1,013㎡です。転用目的は資材置場。権利は所有権移転売買です。施設は資材置場348㎡。通路転回路665㎡。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小野町公民館から南東に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高2.0m。日照通風、工作物は設けないことから、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

9番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は新田町の5筆。地目は登記田、現況休耕。面積は5筆合計6,941㎡です。転用目的は資材置場。権利は賃借権設定です。施設は資材置場1,460㎡、作業場494㎡、通路・転回路2,717㎡、法面、緩衝地2,270㎡。耕作者なし。農地区分は農振外でMR上相浦駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から南東に約327mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高4.3m。外周をコンクリート舗装し、安定勾配を維持して締固め施工することから、被害を及ぼすおそれはない。日照通風、資材の積み上げ高を加減し、工作物を設置しないため、被害が生じる恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は自然流下。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

10番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町の7筆。地目は登記田、現況休耕。面積は7筆合計で2,124㎡です。転用目的は建売住宅。権利は所有権移転売買です。施設は建売住宅、木造2階建、7棟。建築面積7棟合計367.33㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約340mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m。擁壁を設ける。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、7.4m程度。建物の高さ及び区画内の配置に留意し、隣接農地の日照、通風を妨げないようにする。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としております

が、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

11番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は新田町の2筆。地目は登記田、現況畑。面積は2筆合計1,378㎡です。転用目的は建売住宅。権利は所有権移転売買です。施設は建売住宅木造二階建て6棟。建築面積6棟合計375.93㎡。耕作者あり。農地区分は、農振外でMR上相浦駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から南東に約208mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、最低0.05m。土留め工事をする。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、最高8.18m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は下水道。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

12番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町。地目は登記畑、現況畑。面積は252㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟木造平家建て、建築面積109.51㎡。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から東に約135mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.4m。切土、最高2.0m。擁壁を設ける。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減。6.8m程度。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

13番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町の5筆。地目は登記田、畑、現況畑。面積は5筆合計243.47㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟木造2階建て、建築面積55.44㎡。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から東に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.4m。切土、最高2.0m。擁壁を設ける。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減。6.8m程度と記載してありますが、7.6mの誤りです。訂正いたします。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

14番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町の4筆。地目は登記畑、現況畑。面積は4筆合計126.99㎡です。転用目的は通路。権利は所有権移転売買です。施設は新築住宅の為の進入路。こちらは2戸共有となっております。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.4m。切土、最高2.0m。擁壁を設ける。日照通風、建物は建築しないため、周辺に被害を及

ばす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。こちらは隣接新築住宅からの汚水、生活雑排水になります。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

15番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町。地目は登記田、現況休耕地。面積は354㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟木造二階建て、建築面積57.55㎡。耕作者なし。農地区分は農振外で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から東に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.45m。最低0.25m。周囲に防護柵を設け隣地へ被害が出ないように対策を行う。日照通風、建物高を加減。6.7m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

16番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町。地目は登記田、現況休耕地。面積は259㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟木造二階建て、建築面積68.73㎡。耕作者なし。農地区分は農振外で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から東に約60mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.45m。最低0.25m。周囲に防護柵を設け隣地へ被害が出ないように対策を行う。日照通風、建物高を加減。6.7m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

17番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は吉井町田原。地目は登記田、現況休耕地。面積は330㎡です。転用目的は自己住宅建築。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟、木造平家建て建築面積104.34㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉田乃館から北東に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土、最高1.0m。土留め工事をする。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを施工し土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減。5.5m程度。建物位置を北側に寄せ、南側に緩衝地を設ける。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、8番、9番、10番の案件について、関係する委員の方がおられますので、関係委員には一時退席していただいた上で、先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。8番、9番、10番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。



～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果について、8番、9番、10番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。3月23日に、富川推進委員と現地確認しました。8番は前回、農用地からの除外で許可されていたところで、問題ないと見てまいりました。9番は初めて申請があったところです。田んぼとして面積が結構広いのですが、耕作者がいなくて休耕で荒れた状態でした。耕作者がいないので仕方ないとして見てまいりました。10番は農用地からの除外があっておりまして、この土地の真ん中にアパートが建っており、近隣も住宅地になっています。問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。8番、9番は特に問題ありません、10番の案件についてですが、農地法上の問題はありますが、排水関係に関する事を譲受人と申請代理人へ話をしています。よろしくお願いします。

議 長 排水の問題ですね。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。農地法上の問題はないので、後は建築指導課での話となります。

議 長 8番、9番、10番に関して他に何かございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、私の方からお尋ねしたいのですが、9番の案件について、盛土の高さが4.3mとのことで、高いような感じがするのですが、問題ないとして現地を見ておられるかと思いますが、念のため確認させていただければと思います。

1 2 番 12番伊賀崎です。この一帯が道路よりも下がっている関係で、盛土が高くなっているといった状況です。

議 長 ここは面積も広いので、常設審議会で説明することになるかと思っていますので、確認させていただいている次第です。もちろん現場は確認しますが、大丈夫とっていてよろしいでしょうか。

1 2 番 12番伊賀崎です。道路に合わせて嵩上げしないと、出入口が急になってしまうといった状況ですので、問題ないと見てきました。

議 長 事務局からもありますか。

事 務 局 はい、事務局です。委員さんが言われたとおり、道路から2m以上下がる形になっているので、道路の高さ並みに嵩上げして進入路を確保する必要があるといった状況です。埋めた部分の際の部分についても、一旦コンクリート施工を行って土砂が流れ出ないようにしてから、安定勾配を取ってとなります。なお、こちらについては、佐世保市の土捨ての要綱の事前審査の対象となっていますので、そちらの方で審査が行われています。ですので、土捨ての技術基準に沿った盛土となります。以上、補足です。

議 長 それでは8番9番10番に関して他に何かございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。8番、9番、10番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、8番、9番、10番の案件につきまして許可相当として県に進達いたします。

委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番から4番を除いた7番までと、11番から17番の案件について担当地区委員の説明をお願いします。1番、2番、三川内地区。

4 番 4番中里です。1番と2番について、3月23日に迎推進委員と現地を確認してまいりました。1番の案件は212号議案で出た案件で、先ほど説明したとおり問題ないと思います。2番の案件は、譲受人は車の修理を営んでおられるので、転用目的が資材置場となっていますが、修理する車を置くのに利用されるということで、問題ないとして見てきました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。今、中里委員から説明があったとおり問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、3番早岐地区ですが、私の方から報告させていただきます。この案件につきましては3月23日に久野推進委員と見てまいりました。こちらの地区は、分家住宅以外の建築が止められている状況ですが、娘さんの家を自宅下に建てたいとのことで、問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が申しましたとおり、問題ないとして見てまいりました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは5番柚木地区。

8番 8番小川です。3月23日に宮崎推進委員と確認しました。周辺に農地は無く問題ないとして見てきました。よろしくをお願いします。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。報告のとおり周辺に農地は無く、被害防除計画に沿っていただければ問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは6番大野地区。

9番 9番牟田です。3月23日に村田推進委員と譲受人さんと一緒に現地を確認しました。現地は昨年11月に農業振興地域から除外の申し出があっておりまして、今年3月に農用地区域から外された所です。被害防除計画のとおり実施していただければ、問題ないと思います。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

村田委員 大野地区の村田です。3月23日に牟田委員と譲受人さんと一緒に現地を確認しました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは7番皆瀬地区。

10番 10番辻です。3月24日に大宅委員と山口推進委員と現地を見てまいりました。ここは住宅の点在する傾斜地にありまして、道路と山林に囲まれた段々畑になります。他に農地はありませんので、問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。委員が言われたとおり問題ないとして見てまいりました。

議 長 ありがとうございます。それでは11番から16番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。11番から16番の案件について、3月23日に富川推進委員と確認してきました。まず、11番の案件についてですが、登記は田となっていますが、家庭菜園みたいなものとして畑として耕作されています。ただ、ここに関して疑問があるのですが、排水計画にもあるように下水道が通っています、そうすると市街化が前提になっているのではないかと思います、どうなっているのでしょうか。次に、12番から14番までですが、ここは同じ場所で、耕作者が高齢で耕作出来ないとのことで申請がっております。最後に、15番、16番ですが、ここも同じ場所です、猪被害で耕作が出来ないとのことで、現在休耕となっています。いずれの案件も問題はないのですが、11番の案件については気になりました、以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。11番は調整区域ですが下水が来ているのではないかと思います。後は問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは11番の件について事務局。

事務局 11番の案件についてですが、ここは道路を挟んで市街化区域と市街化調整区域に分かれている境目のところとなっています。市街化区域の部分に下水道が通っているので、申請をして使用料を払えば市街化調整区域でも下水を利用することが可能となっています。なお、今のところ、市街化区域になる等の計画は聞いていません、以上です。

議 長 伊賀崎委員よろしいでしょうか。

12番 はい。

議 長 ありがとうございます。次に17番吉井地区。

13番 13番水口です。3月23日に末永推進委員と現地の確認をしてきました。1枚の田んぼに既に3軒の家が建っている状況です。今回の宅地化については日照排水通風といった面から検討しましたが、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員から説明のとおり、被害防除計画を守っていただけ

ば問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは4番、8番、9番、10番を除く案件につきまして何かご意見ありませんか。

1 5 番 15番西尾です。3番の案件について、日照通風のところに南側に寄せるとありますが、面積20坪、高さ8m位の家で、どこまで日照に影響があるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

議 長 私の方から現地を見た感じで説明しますが、前の方は道路で問題ないのですが、後ろに隣の方の畑がありましたので、そこを配慮しての計画だと思います。  
それでは他にありませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。4番、8番、9番、10番を除く案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第213号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第214号議案 農地改良届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第214号議案 農地改良届について、説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は竹辺町の2筆。地目は登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は691㎡です。農地改良を必要とする理由は、周辺状況の変化（嵩上げ）により、水田から畑地に転換する為。参考事項としまして、こちらは、上相浦駅から東南東に約330mの位置にあります。作付計画は露地野菜、芋類。作付予定日は令和5年3月1日。工事期間は令和4年4月15日から令和4年9月24日。施工者、土の採取場所、土の種類は記載のとおりで、埋立ての高さは盛土最高1.0mとなっております。土の量は414.6㎡。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。3月23日に富川推進委員と確認してまいりました。213号議案の10番と同じ場所になります。周りが住宅地になるので、ここも嵩上げをして畑として利用するとのことで問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第214号議案は受理することといたします。  
次に、第215号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第215号議案 非農地証明願について説明いたします。  
1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は指方町の1筆。登記地目は原野、現況雑種地。面積合計967㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはポリテクセンター佐世保より南東に約250mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-2に該当します。  
2番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在是三川内本町の2筆。登記地目は畑、現況駐車場。面積合計34㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは三川内小学校前バス停より南東に約30mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。江上地区は阿波委員に報告をお願いします。

3 番 3番阿波です。3月23日に北村推進委員と現地を確認してきました。リース会社の敷地の駐車場として利用されていました。周辺に農地はないので特に問題はなく、仕方ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。阿波委員がおっしゃったとおり問題ないとして見てきました。以上です。

議 長 次に、2番三川内地区。

4 番 4 番中里です。3 月 2 4 日に迎委員と現地を見てまいりました。ここはコンクリートも敷かれており、農地に戻ることはないとして確認してきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。現地は駐車場として利用されていて問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 2 1 5 号議案について非農地証明を交付することとします。続きまして、第 2 1 6 号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第 2 1 6 号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、1 4 7 筆で面積が 9 7, 5 4 8 m<sup>2</sup>です。これまでの利用状況調査の結果、B 判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。なお、5 0 番の案件について関係する委員がおられます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。5 0 番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願ひます。

～委員退室～

議 長 それでは、5 0 番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、50番の案件について、非農地通知を発出することとします。委員は入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第216号議案について、非農地通知を発出することとします。次に、第217号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第217号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、桑木場町。地目は登記畑、現況畑。面積は284㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

次に2番、3番、4番についてですが、こちらは親子間での贈与の申請となります。1件の申請ですが、申請地の所在が3地区にまたがるため、2番、三川内地区、3番、早岐地区、4番日宇地区と記載しております。事務局からの説明は一括して行わせていただきます。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、口の尾町の5筆、重尾町の3筆、日宇町の13筆の計21筆。地目は登記田、畑、現況田、畑。面積は21筆合計7,395.34㎡。農用地区域、農振内白地、農振外。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番三川内地区。

4 番 4番中里です。1番と2番について、3月24日に迎推進委員と一緒に現地を見てまいりました。1番の案件についてですが、以前は奥の住宅への通り道として、バラスを敷いてあるような状態だったのですが、今は綺麗に畑の状態に戻ってありましたので問題ないと思います。2番についても問題ないとして見てまいりました。以上です。



議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。1番、2番ともに問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、3番早岐地区は私の方から報告します。3月23日に久野推進委員と現地を見てきました。3番の土地はハウスが建っていて立派に作付けされています。後継者の方が譲受人となり問題ないと見てまいりました。  
それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは4番日宇地区。

6 番 6番浦です。3月22日に磯本推進委員と現地を確認しました。13筆全て耕作されていましたが、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、問題ないとして見てきました。

議 長 それでは、217号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第217号議案については、許可することといたします。  
続きまして、第218号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第218号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、ご説明いたします。

耕作目的で農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、農地法第3条第2項第5号において、取得後50a以上の耕作面積を確保することが必要とされています。この50aを下限面積と呼んでいますが、市町村は農業委員会が必要に応じて別段面積を定めることができるようになっております。ご承知のとおり本市では別段面積を設定しておりますが、この別段面積については、農林水産省の通知によりその設定や修正の必要

性について、毎年農業委員会で検討することとなっています。今回は令和2年の3月総会でご審議いただきましたので、今回の総会でご審議いただくもので、今後の別段面積を議案のとおり提案いたします。提案する別段面積とその適用地域は記載のとおりです。今回、2020農林業センサスの確定値が公表されたことに伴い、18ページの表のとおり算定しました。農地法施行規則第17条第1項第3号において、設定区域内においてその定めようとする耕作農家数が、当該設定区域内の全農家数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることと規定されており、それに基づき算定した結果が、今回の数値となっております。本総会で承認いただきましたら、この別段面積については、周知、公表することとなっております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長            それでは、218号議案について何かご意見等ございませんか。  
                  はい、西尾委員。

1 5 番            15番西尾です。宇久も下限面積が50aとなっているので、小規模農家が農地を取得できないといった状態ですので、下限面積について、例えば30aに下げるとかの検討をお願いしたいと思います。

議 長            事務局。

事 務 局           事務局です。今回の見直しを行うにあたっては2020の農業センサスの数値を使っています。これまでも農業センサスの数値を用いて別段面積を算定させていただいているところです。なぜ下限面積をその面積に設定したのかと問われた場合、当然、算定根拠を示す必要がありますので、その際は、農業センサスの数値を基に算定していると答えることとなります。そのように設定に関しては一定根拠が必要となりますので、今回は議案のとおり面積でご審議いただき、宇久につきましては、本日いただいた意見を踏まえて別途検討させていただければと考えます。なお、下限面積については国の方が見直しの検討に入っているとのことです。現時点では、今後どうなるかは分かりませんが、佐世保市としても国の検討結果に沿った形で検討することとなるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

議 長            西尾委員よろしいでしょうか。

1 5 番            15番西尾です。わかりました。

議 長            ほかにご意見等ありませんか。

委 員            (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第218号議案については、承認いたします。  
続きまして、第219号議案 農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第219号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区6件、中里地区2件、吉井地区2件、世知原地区2件、宇久地区2件、小佐々地区1件、鹿町地区1件で、合計18件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。以上ですが、利用権設定の17番の案件に関係する委員の方がおられます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。17番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、17番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、17番の案件については承認されました。委員は入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第219号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。  
次に、第220号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第220号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件、宮地区2件、早岐地区3件、大野地区1件、鹿町地区1件で、合計8件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、220号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第220号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第221号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第221号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、江上地区3件、宮地区4件、三川内地区1件、早岐地区7件、柚木地区4件で合計19件の申し出がありました。なお、12番の案件に該当する委員がおられます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 12番の案件は、私が除斥の対象となるため、農業委員会法第31条の規定により、一時退席しますので先行審議をお願いします。議長を副会長に代わります。

～委員退室～

副 会 長 1 2 番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

副 会 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副 会 長 賛成多数です。1 2 番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 2 2 1 号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告 2 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告 3 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告 4 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告 5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告 6 農地転用許可不要案件の受理について

報告 7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容については添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和4年度佐世保市農業委員会総会日程について】  
【市制施行120周年記念式典 市政功労者表彰式について】  
【令和4年度活動記録簿・農地利用最適化推進業務活動報告書様式変更関係について】  
【令和3年度活動記録簿・農地利用最適化推進業務活動報告の提出について】  
【5月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第22回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。